各都道府県介護保険担当課（室）
各市町村介護保険担当課（室）
各介護保険関係団体　　御 中
← 厚生労働省　高齢者支援課、介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

介　護　保　険　最　新　情　報

今回の内容

ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等
WEB サービスへの移行について

計９枚（本紙を除く）

Vol.１５２９

令和８年７月29日

厚　生　労　働　省　老　健　局

高齢者支援課、介護保険計画課、認知症施策・地域介護推進課、老人保健課

貴関係諸団体に速やかに送信いただきますようよろしくお願いいたします。

連絡先　ＴＥＬ：03-5253-1111（内線 3997・3876）
　　ＦＡＸ：03-3595-2888

事　務　連　絡
令和８年７月 29 日

都道府県介護保険担当課（室）
各　市町村介護保険担当課（室）　御中
介 護 保 険 関 係 団 体

厚生労働省老健局　高　齢　者　支　援　課
介　護　保　険　計　画　課
認知症施策・地域介護推進課
老　人　保　健　課

ケアプランデータ連携システムの介護保険資格確認等 WEB サービスへの移行について
（お知らせ）

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力を賜り厚く御礼申し上げます。

「ケアプランデータ連携システム」については、これまで「介護情報基盤の今後のスケジュール、介護情報基盤活用のための介護事業所等への支援及び介護情報基盤とケアプランデータ連携システムの統合について」（令和７年７月 22 日付け厚生労働省老健局老人保健課、介護保険計画課及び高齢者支援課事務連絡）等によりご案内してきたとおり、「介護情報基盤」に統合し、介護保険資格確認等 WEB サービス（以下「介護 WEB サービス」という。）への移行を予定しております。

今般、システムの移行に関し、「介護 WEB サービス」への移行に向けたスケジュール、介護事業所等（介護事業所、地域包括支援センター又は医療機関をいう。以下同じ。）において必要な準備、移行後の利用料の取扱い等について、下記のとおりお知らせします。

「介護 WEB サービス」への移行後も継続して、又は新たにケアプランデータ連携を行う各介護事業所等においては、必要な作業を行っていただく必要があります（※１）ので、都道府県及び市町村におかれましては、内容についてご了知の上、貴管内の介護事業者等に対して周知をお願いいたします。また、介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

なお、本事務連絡の内容については、改めて８月に介護事業所等向けの説明会を開催する予定ですが、「介護 WEB サービス」への移行登録については７月から進めていただくようお願いいたします。

（※１）「介護 WEB サービス」への移行について、介護事業所等は、各自治体の「介護情報基盤」の利用開始時期にかかわらず、対応が必要となります。

記

１．ケアプランデータ連携システムの介護 WEB サービスへの移行に係るスケジュール

「ケアプランデータ連携システム」の「介護 WEB サービス」への**移行の時期は、令和９年１月を予定**しています。このシステムの移行により、介護事業所等は、クライアントソフトではなく、WEB システム（※２）の利用により、「ケアプランデータ連携機能」を利用することが可能となります。

システム移行の具体的な期日については、今後改めて周知いたします。

（※２）介護事業所等の職員が、「介護情報基盤」に格納された利用者に関する介護情報等（介護保険被保険者証等情報、要介護認定情報等）を閲覧する際に利用する、「介護 WEB サービス」を用います。

２．介護 WEB サービスを利用するために必要な準備について

ケアプランデータ連携システムの介護 WEB サービスへの移行に当たり、**移行後も継続して、又は新たにケアプランデータ連携を行う介護事業所等は、「介護 WEB サービス」への利用登録が必要となります。**

各介護事業所等の状況に応じて、次の（１）～（３）のとおり、移行までに利用登録を進めていただくようお願いします。利用登録は既に可能であり、所要時間は数分です。また、登録方法につきましては、別添１の「ケアプランデータ連携システムは介護 WEB サービスへ“引っ越し”します（チラシ）」をご確認ください。なお、現行の「ケアプランデータ連携システム」は、「介護 WEB サービス」への移行後、一定期間が経過した後、稼働を終了する予定です。

（１）既に「介護 WEB サービス」の利用登録を終えている場合

統合後は「ケアプランデータ連携機能」が利用できます。改めての利用登録は不要です。

（２）既に「ケアプランデータ連携システム」を導入しているが、「介護 WEB サービス」の利用登録はしていない場合

統合後に「ケアプランデータ連携機能」を利用するためには、利用登録が必要です。統合直前はヘルプデスクが混みあうことが想定されますので、事前に「介護 WEB サービス」への利用登録をお願いします。

（３）「ケアプランデータ連携システム」と「介護 WEB サービス」のいずれも導入（利用登録）していない場合

「ケアプランデータ連携システム」の導入と「介護 WEB サービス」の利用登録の両方を行っていただくようお願いします。

これらの必要な準備については、公益社団法人国民健康保険中央会において実施している「介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援」を活用することで、「ケアプランデータ連携システム」や「介護情報基盤」との接続サポートに関する助成を受けることが可能です。詳細については、「介護情報基盤ポータル」をご確認ください。

３.「介護 WEB サービス」への移行後の利用料について

「介護 WEB サービス」の利用に当たっては、各介護事業所等に対し、利用料などの直接の費用は求めないこととしています。

これまで「ケアプランデータ連携システム」については、当該システムを利用する各介護事業所等において、利用料として、年額 21,000 円のご負担をいただいておりました（※３）が、「**介護 WEB サービス」への移行後は、「介護 WEB サービス」の一機能としてケアプランデータの送受信が可能となることから、利用料の負担は発生いたしません。**

（※３）フリーパスキャンペーンの実施及びその延長により、令和８年度中は利用料を無料としています。

４.「介護 WEB サービス」への移行に関する介護事業所等向け説明会の開催について

本事務連絡の内容について、以下のとおり、介護事業所等向け説明会を開催する予定です。

＜介護事業所等向け説明会について＞

開 催 日 時：令和８年８月 26 日（水）13：30～14：30

実 施 方 法：YouTube ライブ（**事前申込不要**）

対 象 者：居宅介護支援事業所、居宅サービス事業所及び地域包括支援センターの職員

視 聴 方 法：当日、以下の URL にアクセスして、ご視聴ください。

URL：https://www.youtube.com/live/VRawbfXwL9o

＊ケアプーYouTube 公式チャンネルからアクセスすることも可能です。

＊当日の内容は、後日アーカイブ動画にて視聴可能です。

以上

【別添一覧】

・別添１：ケアプランデータ連携システムは介護 WEB サービスへ“引っ越し”します（チラシ）

・別添２：令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について（令和８年４月 28 日付け厚生労働省老健局老人保健課事務連絡）

別添１

ケアプランデータ連携システムは 2027年(令和9年)1月(予定)に 介護情報基盤 介護WEBサービスへ“引っ越し”します

（介護保険資格確認等WEBサービス）

介護WEBサービスへの登録を7月からお願いします

- ✓ 介護WEBサービスへの登録は簡単な手続です
- ✓ 2026年(令和8年)7月から12月までの間が引っ越し準備期間です
- ✓ 市町村(保険者)の介護情報基盤への対応状況によらず、準備が必要です

新しいケアプーは もっと便利に 機能アップ

- ✓ データのダウンロードが何度でも可能に！
- ✓ パスワード入力が楽に！
- ✓ 複数端末での取り扱いが簡単に可能に！
- ✓ 画面の操作性も向上！

登録はこちらから

（詳細は裏面）

介護WEBサービス ▶

- ✓ 「介護WEBサービス」は、「介護情報基盤」にある利用者の介護にかかわる情報を取得するためのサービスです。

公益社団法人
国民健康保険中央会
All-Japan Federation of National Health Insurance Organizations

ひと、くらし、みらいのために
厚生労働省
Ministry of Health, Labour and Welfare

ケアプランデータ連携システムをご利用中の方へ

登録前に、電子請求受付システムでの利用ユーザIDとパスワードを準備してください

▼ ケアプランデータ連携システムの証明書がインストールされているパソコンの場合の流れ ▼

① 登録サイトへ

介護情報基盤の介護WEBサービスサイトを開く

介護WEBサービス

② 事業所ユーザログイン

「事業所ユーザログイン」をクリックする

事業所ユーザログイン

③ ユーザID、パスワード入力

電子請求受付システムのIDとパスワードを入力してログインする

④ セキュリティコード入力

設定していない場合はスキップ

⑤ ワンタイム認証

電子請求受付システムに登録のメールアドレス / SMSに送付されるワンタイム認証コードを入力して認証する

⑥ 管理者ユーザ登録

管理者ユーザを登録して完了

ケアプランデータ連携システムをこれから導入の方へ

ケアプーの輪が広がってます！**50%突破**※

現行のケアプランデータ連携システムインストールと介護WEBサービス双方の登録が必要です。今すぐ両方導入して、ケアプランデータ連携の操作に慣れておくことをおすすめします。

製品ダウンロード・手順はこちら

※介護DBで集計した事業所数に対する有効ライセンス事業所割合（令和8年7月初旬時点）から算出

困った時はヘルプデスクへお問い合わせください

TEL 0120-584-708

ケアプラン ヘルプデスク 検索

- 介護WEBサービスへの引っ越しに伴う介護報酬における各種加算の取扱いについては、追って厚生労働省からご案内いたします。
- 介護情報基盤の導入にあたっては、助成金の活用が可能です。詳しくは、右の二次元バーコードより介護情報基盤ポータルをご覧ください。

別添２

事　務　連　絡
令和８年４月 28 日

都道府県介護保険担当課（室）
各　市町村介護保険担当課（室）　　御中
介　護　保　険　関　係　団　体

厚生労働省老健局老人保健課

令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援について

介護保険行政の円滑な実施につきまして、日頃からご尽力賜り厚く御礼申し上げます。

介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援については、令和７年度において、介護事業所及び医療機関における介護情報基盤の導入に係る費用の助成を行ったところです。

今般、下記のとおり、令和８年度における介護事業所及び医療機関に対する助成金の申請受付が開始される予定ですので、お知らせします。都道府県及び市町村（特別区、広域連合及び一部事務組合を含む。）におかれましては、内容についてご了知の上、添付の資材等を活用し、貴管内の介護事業所及び医療機関に対して周知をお願いいたします。また、都道府県におかれましては、貴管内の広域連合及び関係する一部事務組合に対しての周知もお願いいたします。

介護保険関係団体におかれましては、会員事業所への周知についてご協力を賜りますようお願い申し上げます。

記

１．介護情報基盤活用のための助成金申請受付期間について

○　令和８年度における助成金の申請受付期間は、**令和８年５月７日（木）から令和９年３月 12 日（金）（予定）まで**となります（※）。介護情報基盤ポータル経由で申請を受け付けるため、詳細については「介護情報基盤ポータル」をご確認ください。

※令和８年４月１日以降に実施された事業が助成の対象となります。

（参考）　介護情報基盤ポータル　kaigo-kiban-portal.jp

○　なお、支援策の内容については、別添１をご参照ください。

２．お問い合わせについて

○　介護事業所及び医療機関への支援を含め、介護情報基盤に関するお問い合わせがございましたら、「介護情報基盤ポータル」内のお問い合わせフォームからご連絡ください。

【送付物一覧】

・別添１：令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

・別添２：介護情報基盤の活用のための助成金申請開始のお知らせ

令和８年度における介護情報基盤の活用のための介護事業所等への支援（概要）

別添1

介護事業所・医療機関（介護サービス提供医療機関）向け支援

（注）消費税分（10%）も助成対象であり、下記の助成限度額は、消費税分を含む費用額となります。

１．助成対象経費

①カードリーダーの購入経費　　②介護情報基盤との接続サポート等経費（注１）（注２）

（注１）　介護事業所等が介護保険資格確認等WEBサービスを利用する際に必要となるクライアント証明書の搭載等の端末設定について、技術的支援を受ける場合に要する経費。（なお、介護WEBサービスで主治医意見書を作成・送信する介護事業所や医療機関は、介護WEBサービスの利用に必要となる端末設定のみで主治医意見書の電子的送信が可能となる。）

（注２）　導入支援事業者から、介護情報基盤の接続サポートとケアプランデータ連携システムの接続サポートに必要な支援を一体的に受ける場合、その費用も助成の対象となります。

２．助成限度額等

１．対象（介護サービス種別）	２．カードリーダーの助成限度台数	３．助成限度額（①②を合算した限度額）
訪問・通所・短期滞在系	３台まで	助成限度額は6.4万円まで
居住・入所系	２台まで	助成限度額は5.5万円まで
その他	１台まで	助成限度額は4.2万円まで

※　①・②について、同一事業所で複数のサービスを提供する場合には、介護サービス種別に応じた助成限度額の合計を助成限度額とすることができます。

医療機関（主治医意見書作成医療機関）向け支援

１．助成対象経費

主治医意見書の電子的送信機能の追加経費（※）

※　保険医療機関において、主治医意見書をオンライン資格確認等システムに接続する回線及び介護情報基盤経由で電子的に送信するために必要となる電子カルテや文書作成ソフト等の改修に係る経費。

２．助成限度額等

１．対象	２．補助率	３．助成限度額
200床以上の病院	１／２	助成限度額は55万円まで
199床以下の病院または診療所	３／４	助成限度額は39.8万円まで

申請・補助方法

国民健康保険中央会の介護情報基盤ポータル経由で申請受付し、国民健康保険中央会経由での補助を実施します。
令和８年度の申請受付期間は、令和８年５月７日（木）から令和９年３月12日（金）（予定）までとなっています。

助成金の手続きも、ご相談も
介護情報基盤ポータルで

介護に関わる情報を集約し、ひとつにつなげる仕組み、介護情報基盤。
その活用をサポートする「介護情報基盤ポータル」を公開中です。
各種申請や最新情報の確認、お問い合わせまで
ポータル上でまとめて行うことができます。

助成金の手続きもご相談も、ここですぐ！

助成金のご案内

介護事業所や医療機関には、導入に関する助成金をご用意しております。
申請は「介護情報基盤ポータル」の「各種申請」から行えます。
助成限度額や申請期間等、詳しくはポータルサイトをご確認ください。

介護事業所・医療機関
（介護サービス提供医療機関）

- カードリーダーの購入経費
- 介護情報基盤との接続サポート等経費

ケアプランデータ連携システムもあわせて導入できます!

医療機関
（主治医意見書作成医療機関）

- 主治医意見書の電子的送信機能の追加経費

申請期間：令和8年5月7日(木)～令和9年3月12日(金)【予定】
予算には限りがありますので、ぜひ早めの申請をご検討ください！

お手続きで不明な点がありましたら、
「介護情報基盤ポータル」の「お問い合わせ」よりご連絡ください。
チャット・お問い合わせフォーム・電話でのご案内を用意しております。